

製菓衛生師免許証再交付 審査基準

【事務の根拠】

- 製菓衛生師法施行令（昭和四十一年政令第三百八十七号。以下「令」という。）第六条第一項
製菓衛生師は、免許証を破り、よごし、又は失つたときは、免許証の再交付を申請することができる。
 - 2 前項の申請をするには、申請書を免許を与えた都道府県知事に提出しなければならない。
 - 3 免許証を破り、又はよごした製菓衛生師が第一項の申請をする場合には、申請書にその免許証を添えなければならない。
 - 4 製菓衛生師は、免許証の再交付を受けた後、失つた免許証を発見したときは、五日以内に、これを免許を与えた都道府県知事に返納しなければならない。

【免許証の再交付申請書の様式】

- 製菓衛生師法施行細則（昭和四十二年四月二十二日規則第七十二号）第六条
令第六条第二項に規定する申請書は、別記第五号様式による。

年 月 日

東京都知事殿

(申請者)

現住所 _____

ふりがな _____ 性別

氏名 _____ 男・女

生年月日 _____ 年 月 日

本籍地(国籍) _____

連絡先電話番号 _____ - _____ - _____

製菓衛生師免許証再交付申請書

下記により、製菓衛生師免許証の再交付を申請します。

記

1 再交付の理由(該当する番号を○で囲むこと)

① 紛失 ② 火事による焼失 ③ その他(具体的理由 _____)

2 破り、汚し又は失った年月日

_____ 年 月 日

3 免許証番号及び免許年月日

東京都 第 _____ 号 _____ 年 月 日

(添付書類)

破り、又は汚した場合は、その製菓衛生師免許証

(注意事項)

氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載してください。

健康安全課收受印	保健所経由印	料金収納済印	手数料印